



北朝鮮による核実験事案に係る 危機管理委員会

【日時】 平成25年2月12日（火） 14：20～

【場所】 災害対策本部室（県庁第2庁舎3階）

【参集範囲】

**知事、副知事、統轄監、未来づくり推進局長、危機管理局长、
総務部長、企画部長、文化観光局长、福祉保健部、生活環境部長、
衛生環境研究所長、商工労働部長、農林水産部長、各総合事務所長、
県教育長、県警察本部、自衛隊鳥取地方協力本部長**

【目的】

情報収集態勢の整備、情報共有及び県民への提供と今後の対応の確認

【内容】

■ 知事あいさつ

- 1 経過及び対応状況(国及び県)
- 2 県の対応方針(案)
- 3 各部局の役割(案)
- 4 市町村への依頼事項
- 5 知事コメント

配席図(平成25年2月12日(火) 北朝鮮による核実験事案)

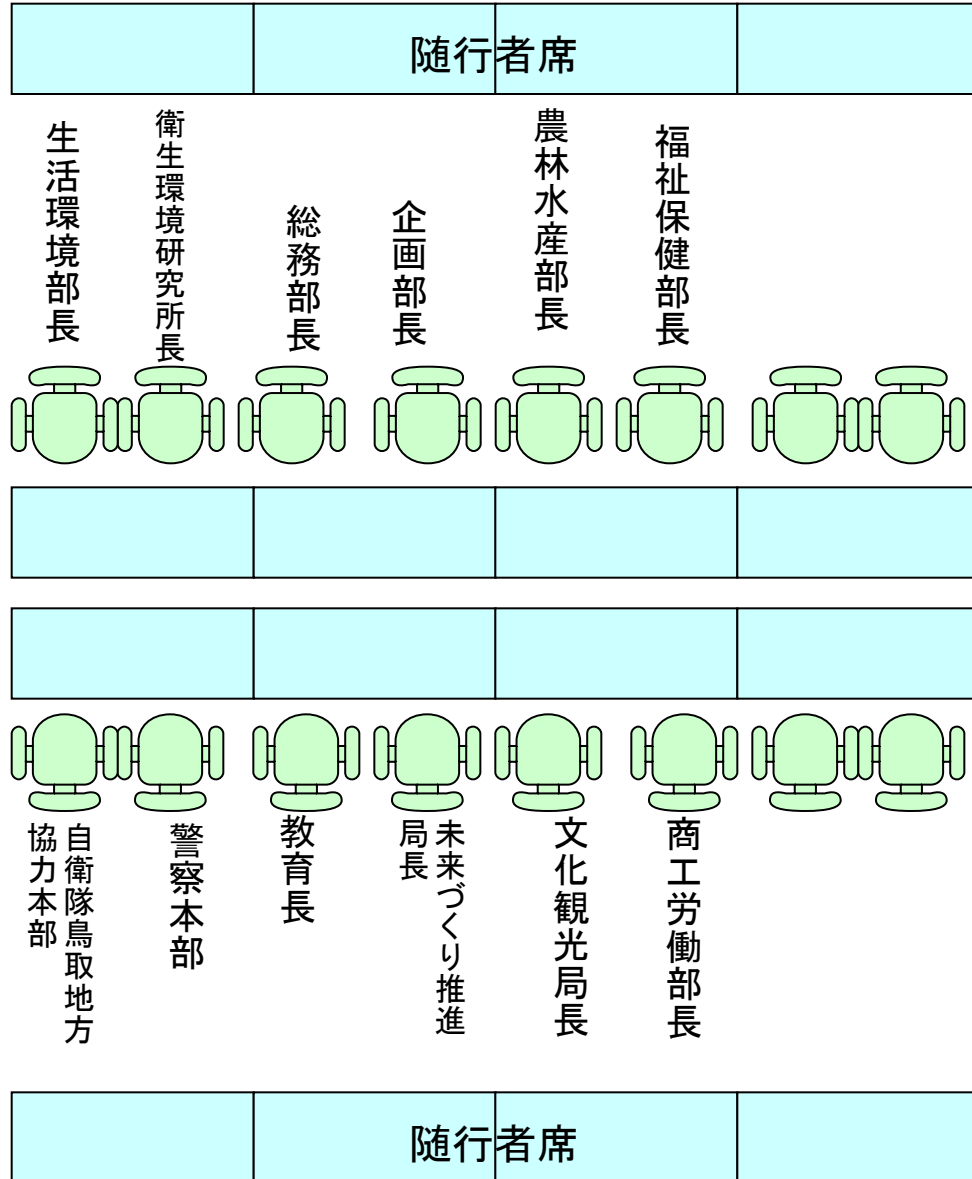
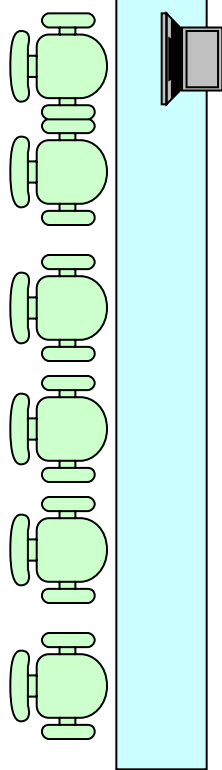
記者席

危機管理
政策課長

危機管理局長

副知事

広報課長



プロジェクター

1 経過及び対応状況(国)

11:57 米国の地質調査所が、北朝鮮東北部でM4.9の地震を観測

11:59 総理官邸内危機管理センターに官邸対策室設置
鳥取県危機管理局に情報連絡室設置

12:10 NHKの昼のニュースで報道

12:20 知事がモニタリングを強化するよう指示

12:21 消防庁事務連絡受信(第1報)

NHKニュース「韓国の通信社聯合ニュースは先ほど北朝鮮で人工的な揺れが観測されたと伝えた。韓国政府などは、核実験が行われた可能性がある」とみて確認を急いでいる。」

12:30 気象庁が北朝鮮付近を震源とする地震波を観測
発生時刻 11時57分50秒

北緯41.2度 東経129.3度 深さ0km M5.2

12:43 消防庁事務連絡受信(第2報)

「11時59分に官邸対策室設置、12時45分から政府で安全保障会議開催予定、消防庁でも情報収集強化等の対応」

13:27 総理指示(12:13付)を受信

- 関係省庁においては、緊張感をもって情報収集・分析につとめること。
- 国民に対して的確な情報提供を行うこと。
- 米国、韓国、中国及びロシアを始めとする関係諸国と連携を図ること。

平成25年2月12日11時59分頃の地震波から推定される震源

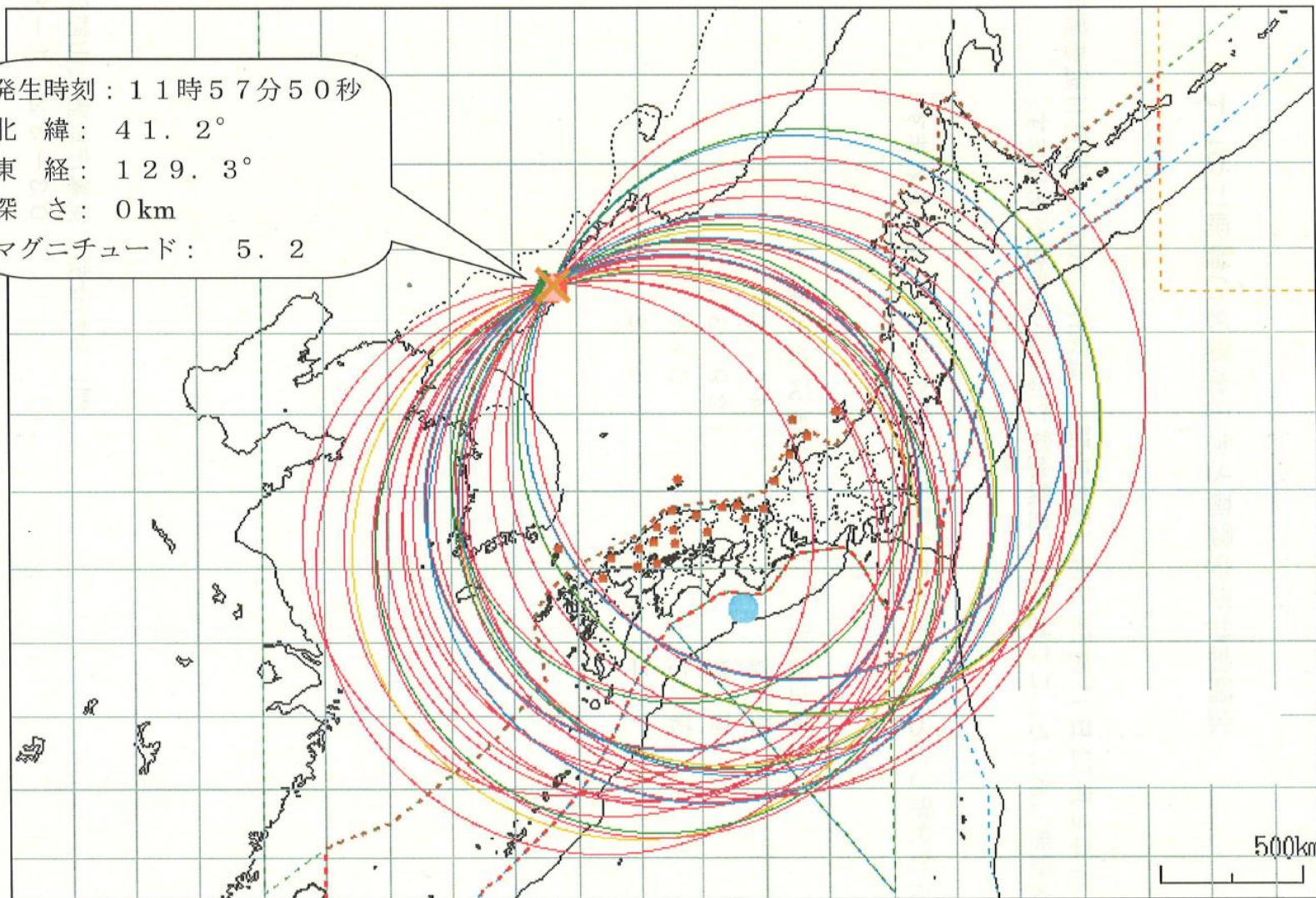
発生時刻：11時57分50秒

北緯：41.2°

東経：129.3°

深さ：0km

マグニチュード：5.2



報道発表資料
平成25年2月12日12時30分
気象庁



咸鏡北道(ハムギョンブツト)吉州郡(キルジュグン)豊溪里(フンケリ)



ピョンヤン

ソウル

- DEMOCRATIC PEOPLE'S REPUBLIC OF KOREA
- ★ National capital
 - Provincial capital
 - Town, village
 - ✈ Major airport
 - International boundary
 - · - · - Demarcation Line
 - Provincial boundary
 - Expressway
 - Main road
 - Secondary road
 - Railroad

安保理決議第2087号(抜粋)2013.01. 22

●弾道ミサイル技術を使用しかつ決議第1718号(2006年)及び第1874号(2009年)に違反した、2012年12月12日の北朝鮮の発射を非難

●北朝鮮に対し、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射もこれ以上実施しないこと、弾道ミサイル計画に関連する全ての活動を停止することにより決議第1718号(2006年)及び第1874号(2009年)を遵守すること及び、この文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認することを要求

●北朝鮮に対し、すべての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄すること、関連するすべての活動を直ちに停止すること及び弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射、核実験又はいかなる挑発もこれ以上実施しないことを含む決議第1718号(2006年)及び第1874号(2009年)の義務を直ちにかつ完全に遵守することを要求

* NPTからの脱退発表の撤回(決議第1718号・第1874号)

* その他制裁措置等:略

1 経過及び対応状況(県)

1 関係機関等への情報提供と注意喚起

次の事項について、安全等の確認を実施

- ◎ DBSクルーズ ウラジオストックに入港中
- ◎ アシアナ航空米子ソウル便 米子へ向けて航行中
- ◎ 漁船 34隻日本海で操業中、異常なし
 漁業無線を通じて確認
- ◎ 海洋実習船 山口県下関にドック入り中
- ◎ 消防庁からの情報(第1報～第4報)を各市町村、総合事務所に情報提供

2 モニタリングの実施を指示

モニタリング

1 知事、文部科学省の指示に基づき、国と連携した対応

(1) モニタリングポスト(空間線量率)

- ・県内に設置されているモニタリングポストはオンライン化済
- ・文部科学省には自動送信
- ・文部科学省のHPで公開されている。

(2) 降下物(降雨など)の測定

- ・15時から翌日15時までの24時間のサンプリング
→ 本日、13時よりサンプリング開始
- ・核種分析を行い、国へ報告

(3) 大気浮遊じん(チリやホコリ)の測定

- ・9時から翌日9時までの24時間のサンプリング
→ 本日、13時よりサンプリング開始
- ・核種分析を行い、国へ報告

2 県民への情報提供について

(1) モニタリングポストのデータについて、毎日の状況を資料提供する。

(2) 降下物や大気浮遊じんのデータは、国の公表を紹介する形で資料提供を行う。

3 13:30現在のモニタリングポストデータ(括弧内は、前日の平均値)

県庁:59(60) 衛生環境研究所:62(62) きらりタウン赤碕:61(61)

南部町:51(54) 日野総合事務所:53(56) 大山町50(52) 単位:nSv/h

2 県の対応方針(案)

危機管理委員会を設置し、次の対応を行う。

(1) 情報収集

危機管理局: 官邸・総務省消防庁等(24時間態勢)

生活環境部: 文部科学省

(2) 放射線モニタリングの強化

- ・ 国と連携したモニタリングを実施(先行実施中)

- ・ モニタリングポストによる空間放射線量率調査

- ・ ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析

(降下物・大気浮遊じん: 衛生環境研究所)

- ・ 放射線モニタリング結果が通常の範囲を超えた場合の広報

(3) 市町村及び県民への情報提供の実施

- ・ 放射線モニタリング結果の公表

- ・ 市町村への防災行政無線ファックスによる情報配信

- ・ 県民へのあんしんトリピーメール・HP等による情報配信

- ・ 漁船・学校(修学旅行)・DBSクルーズ等への通報

(測定データを含む。)

(4) その他

- ・ 韓国派遣県職員への情報提供 等

3 各部局の役割(案)

構成		所掌事務
部局	課	
危機管理局	危機対策・情報課	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局運営に関すること ・情報収集・集約及び県民等への情報提供に関すること ・対策の総合企画・調整に関すること ・国及び市町村等との連絡調整に関すること
未来づくり推進局	広報課	<ul style="list-style-type: none"> ・広報の総括に関すること
企画部	教育・学術振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国への修学旅行生等への情報提供(私立学校、大学)
福祉保健部	福祉保健課・健康政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民健康相談の実施他
生活環境部	水・大気環境課 (衛環研を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線モニタリングの実施及び広報(文部科学省へのデータの報告) ・情報収集(文部科学省)
農林水産課	水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・漁船の安全に関すること
商工労働部	通商物流室	<ul style="list-style-type: none"> ・DBSクルーズの運航情報に関すること
総務部	人事企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国へ派遣の県職員への情報提供
文化観光局	交流推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国等の情勢等確認
	国際観光推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国への旅行社等への情報提供 ・アジアナ航空の運航情報に関すること
教育委員会	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国への修学旅行生等への情報提供(公立学校) ・日本人学校派遣教員への情報提供
東部・中部・西部・日野総合事務所		<ul style="list-style-type: none"> ・別指示による放射線モニタリング実施(モニタリング車等を含む。)

4 市町村への依頼事項

【全市町村】

- 放射線モニタリングの測定値が通常範囲を越えて、かつ人体に影響があると思われる場合、住民への広報の実施
＜防災行政無線、広報車の活用＞

知事コメント

- 世界の平和を侵害する見過ごすことのできない暴挙であり、絶対に許されるものではなく、強い憤りを覚える。
- 国際社会は、このような事態に対して速やかに結束して対処すべき。
- モニタリング等によって情報を収集し、県民の安全・安心に努めたい。